

第57回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録
(意見及び回答)

日時：令和2年9月23日（水）～30日（水）

場所：書面開催

第57回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意 見	
	<p>写真から見ますと既に着工されている模様。「利用計画」であるので、変更があるのは当然として、本来審議会は変更計画が持ち上がった時点において開かれるべきで、事後承諾であれば特に審議会を開かずとも書面のみでもよいのでは。</p> <p>また、承認されなかった場合、土地の利用はどうなるのか？</p> <p>土地利用は県土発展のためにも大いに必要とは思いますが、審議会の在り方には疑問があるところです。</p>
回 答	
	<p>国土交通省が定める土地利用基本計画にかかる運用指針において、土地利用基本計画図の変更は、「個別規制法の定める区域に密接に関係するものであるため、個別規制法による変更と一体的に行うことが望ましい」とされています。</p> <p>よって、同指針に基づき、農業地域の変更(縮小・拡大)については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の変更時期、森林地域の変更(縮小・拡大)については、森林法に基づく地域森林計画の変更時期と同時期に変更できるように調整しています。</p> <p>農業振興地域は、岐阜県農業振興地域整備基本方針に基づくとともに、農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項に規定する農業振興地域の指定要件及び国の基本指針に定める農業振興地域の指定の基準に関する事項(農業振興地域の整備に関する法律法第3条の2第2項第3号)に基づき指定されており、農業振興地域の変更は、農地転用の許可が下りた段階でなく、指定要件や指定基準を充足しなくなった場合に行われます。</p> <p>地域森林計画の変更は、林地開発に関するものが多くを占めますが、林地開発許可の場合、時の経済的、社会的情勢の変動等により、許可処分後も事業に着手せず森林のまま推移する場合もあることに加え、開発の完了後に森林に復旧することを予定している場合もあることから、当該開発行為が完了した後に行うこととなっています。</p> <p>これらの理由から、土地利用基本計画の変更時には、既に農地や林地が開発されており、審議会での審議が事後承諾という形になることがあります。</p> <p>また、国土利用計画法では、開発行為の規制その他の具体的な規制については、個別規制法に委任することを規定しています。</p> <p>よって、審議会にて承認されなかった場合は、個別規制法の担当部局へ、土地利用基本計画に即した適正かつ合理的な土地利用が図られることに配慮しつつ、個別規制法による規制等を行うように要請することとなっています。</p>

第57回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意見	
<p>本巣農業地域(整理番号1)は、アピ本巣工場をはじめとする商業利用が行われており、多治見森林地域(整理番号2)は、高田鉱山の採掘場になっています。すなわち、両案件とも、すでに農業地域ならびに森林地域に該当する状況ではなく、計画変更が後追いになっています。</p> <p>このように、「承認しない」を選択する余地がない状況で審議する(意見を求められる)のは、不自然に感じます。また、土地利用計画書は、「土地利用に関する調整方針を定める」ことになっており、本来は方針を変更してから具体の行為(開発等)が実施されるのが妥当ではないかと考えています。</p> <p>第56回審議会でも同様の意見に対し事務局の説明を受け、現状を変えることは難しいと理解していますが、「審議」という形でなくとも、事前調整の段階で審議会に参考意見を聞くなどの対応ができないものかと思っています。</p>	
回答	
<p>国土交通省が定める土地利用基本計画にかかる運用指針において、土地利用基本計画図の変更は、「個別規制法の定める区域に密接に関係するものであるため、個別規制法による変更と一体的に行うことが望ましい」とされています。</p> <p>よって、同指針に基づき、農業地域の変更(縮小・拡大)については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の変更時期、森林地域の変更(縮小・拡大)については、森林法に基づく地域森林計画の変更時期と同時期に変更できるように調整しています。</p> <p>農業振興地域は、岐阜県農業振興地域整備基本方針に基づくとともに、農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項に規定する農業振興地域の指定要件及び国の基本指針に定める農業振興地域の指定の基準に関する事項(農業振興地域の整備に関する法律第3条の2第2項第3号)に基づき指定されており、農業振興地域の変更は、農地転用の許可が下りた段階でなく、指定要件や指定基準を充足しなくなった場合に行われます。</p> <p>地域森林計画の変更は、林地開発に関するものが多くを占めますが、林地開発許可の場合、時の経済的、社会的情勢の変動等により、許可処分後も事業に着手せず森林のままで推移する場合もあることに加え、開発の完了後に森林に復旧することを予定している場合もあることから、当該開発行為が完了した後に行うこととなっています。</p> <p>これらの理由から、土地利用基本計画の変更時には、既に農地や林地が開発されており、審議会での審議が事後承諾という形になることがあります。</p> <p>農地転用許可等の申請は、年間を通じて行われており、また、事務処理の標準処理期間を設定している市町村もあることから、申請書が提出された段階で審議会に意見聴取することは困難ですが、審議会開催時点で申請されている案件について、審議会に情報提供することができないか担当部局と検討いたします。</p>	

第57回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意 見	<p>本巣市の対象地のうち、特に整理番号1-1は浸水想定区域及び氾濫流にも指定されているようです。今後土地利用計画においては、もう少し浸水想定区域や土砂災害警戒区域等ハザードマップとの整合性を考慮すべきと考えます。国土交通省や岐阜県が災害発生危険区域を公表しても市町村が無視するのはいかがなものでしょうか。</p>
回 答	<p>本巣市の整理番号1-1(温井地区)の区域は従前から工業集積地として土地利用が進んでいた区域であり、東海環状自動車道の大野・神戸ICからのアクセスが非常によいことなどから、企業進出の動向を踏まえ、本巣市が工業地域の用途地域指定を予定しています。</p> <p>当該区域は浸水想定区域及び、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内にありますが、工場用地として地盤の嵩上げや鉄骨造等の耐力の高い構造の建築物が想定されることから、リスクの軽減が図られるものと考えています。</p> <p>土地利用計画とハザードマップ等との整合性を考慮した土地利用計画については、今後とも、災害リスクの適切な把握と対策等の状況などをふまえつつ、変更を検討してまいります。</p>